

経済観光局所管施設の次期指定管理者の選定について

経済観光局が所管する 2 施設（横浜市消費生活総合センター及び横浜市技能文化会館）について、それぞれ選定委員会を設け、平成 23 年度以降の指定管理者を選定します。

1 施設概要

施設名 (所管課)	横浜市消費生活総合センター (消費経済課)	横浜市技能文化会館 (雇用労働課)
所在地	港南区上大岡西 1 - 6 - 1 ゆめおおおかワイク- 4 階、5 階	中区万代町 2 - 4 - 7
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間	
公募・非公募	非公募	公募
応募対象者	財団法人横浜市消費者協会 (現指定管理者)	—————
	【非公募の理由】高度・複雑化する消費生活相談に対応するための法律知識等の高度な専門性のみならず、消費者支援、事業者と交渉するための中立性・公共性が求められること、また、次期指定期間中に他の担い手が実質的に存在しない状況であることから、「指定管理者制度運用ガイドライン」に定める非公募要件に該当するものとして、経営会議に付議して決定しました。	

2 公募スケジュール

	横浜市消費生活総合センター	横浜市技能文化会館
第 1 回選定委員会	平成 22 年 7 月 12 日	平成 22 年 8 月 19 日
公募要項等配布、 ホームページ掲載	平成 22 年 7 月 16 日 配布 平成 22 年 7 月 20 日 掲載	平成 22 年 8 月 24 日
施設説明会	非公募のため実施せず	平成 22 年 8 月 31 日
応募書類受付期間	平成 22 年 8 月 19 日～20 日	平成 22 年 9 月 27 日～30 日
第 2 回選定委員会 (審査)	平成 22 年 9 月 10 日	平成 22 年 10 月 18 日(予定)
選定結果の 通知・公表	平成 22 年 9 月下旬	平成 22 年 10 月下旬
指定議案上程	第 4 回市会定例会	
指定管理者による 管理運営開始	平成 23 年 4 月 1 日	